

市民税・県民税の申告につきましては、毎年御協力をいただき心からお礼申し上げます。

さて、今年の申告用に令和8年度分市民税・県民税申告書（以下「申告書」という。）をお送りいたします。この手引をお読みの上、提出期限までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告書を提出される際に、本人確認（個人番号の確認と身元確認）をさせていただきますので、次の1又は2のいずれかを御持参ください（郵送による申告の場合は写しの提出をお願いします。）。

1 個人番号カード（郵送の場合は両面の写し）

2 個人番号確認書類（通知カード等）及び身元確認書類（運転免許証、パスポート等）

※ 通知カードは令和2年5月25日に廃止となっていますが、個人番号（マイナンバー）確認においては、通知カードに記載の住所、氏名等が住民票と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーの証明書類として利用できます。

◎申告をしなくてもよい方

1 令和7年分の所得税の確定申告をした方

事業・不動産等の所得金額が所得税の所得控除額を超える方などは、原則として税務署に確定申告が必要です。

確定申告については、住所を管轄する各税務署にお問合せください。（8ページ参照）

2 令和7年中の所得が給与所得のみで、勤務先から本市に給与支払報告書（年末調整の済んだもの）が提出されている方

◎申告をしていただく方

1 令和8年1月1日現在、川崎市内に住所があった方で、主に次にあてはまる方

① 令和7年中に、給与所得のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

- 令和7年中の所得が給与所得のみで、令和7年の中途で退職し、再就職していない方
- 令和7年中に2か所以上の勤務先から給与の支払を受け、所得税の確定申告をする必要のない方
- 令和7年中に日雇で給与の支払を受けている方などで、源泉徴収票のない方
- 令和7年中に給与所得の他に営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方

※ 給与所得以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

② 令和7年中に、年金所得等のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

- 令和7年中に年金や恩給を受給している方で、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除（生命保険料控除や医療費控除など）の適用を受ける方

※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、令和7年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

- 令和7年中に年金や恩給を受給している方で、他に営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方
- 令和7年中に年金や恩給を受給している方で、合計所得金額が58万円を超える方

③ 令和7年中に、営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方

- 令和7年中に事業所得（営業等、農業）又は不動産所得がある方は、収入金額及び必要経費の内容を明らかにする「収支内訳書」などを申告書に添付してください。

令和7年中に所得がない方であっても、この申告書が各種証明書を交付する際や国民健康保険料等の算定等のための資料となりますので、申告書裏面「7 所得がなかった人の記入欄」に令和7年中の生活状況を具体的に御記入の上で申告してください。

◎合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者（所得金額が58万円以下）の方

納税義務者の令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除が適用されないため、当該納税義務者と生計を一にする配偶者は、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

詳しくは、市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

2 令和8年1月1日現在、住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方

住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方は、均等割額を納付する義務があります。

◎申告書の受付期間

令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月)まで（※土日祝日を除く。）

感染症拡大防止のため、発熱などの症状がある方は来場を御遠慮ください。申告書には申告書提出用封筒を同封していますが、添付資料等が申告書提出用封筒に入りきらない場合は、お手数ですが、別の封筒を御用意ください。申告内容をお尋ねする場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず御記入ください（郵送で提出される方の中で受付書が必要な場合は110円切手を貼付して、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により返送いたします。）。

◎申告書の提出先（お問合せ先）

8ページ参照

令和8年1月1日現在の住所地の市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）

あなたの令和7年中の所得金額

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に生じた次の所得について、「1 収入金額等」～「2 所得金額」の該当する欄に記入してください。

※ 分離課税に係る所得等のある方は、市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

給与所得のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

- 給与所得………… 給料、俸給、賃金、賞与などの所得をいいます。

令和7年中に収入が確定した金額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額を記入してください。

源泉徴収票のない方は、申告書裏面の「6 納入金額等の内訳」欄に所得税や社会保険料などを差し引く前の月収などを記入してください。その際に勤務先の所在地、勤務先名称、電話番号等を必ず記入してください。また、申告書表面の「1 収入金額等」の「カ」欄に収入金額を記入してください。

○申告書表面の「2 所得金額」の⑥欄に記入する所得金額

給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
1円～ 650,999円	0円	* 3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額×80% - 440,000円
651,000円～1,899,999円	給与収入金額 - 650,000円	6,600,000円～8,500,000円	給与収入金額×90% - 1,100,000円
* 1,900,000円～3,599,999円	給与収入金額×70% - 80,000円	8,500,001円以上（※2）	給与収入金額 - 1,950,000円

※表のうち*印の欄については、給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

※2 納入等の収入金額が850万円を超える方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

(1) 納税者本人が特別障害者に該当する

(2) 23歳未満の扶養親族を有する

(3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

○所得金額調整控除額

†給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）- 850万円 × 10% = 控除額

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

雑所得（公的年金等の所得など）のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

- 雑所得＜公的年金等＞………… 国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得をいいます（遺族年金、障害年金は課税対象外なので除きます。）。

源泉徴収票を申告書裏面に貼ってください。また、申告書表面の「1 収入金額等」の「キ」欄に収入金額を記入してください。

○申告書表面の「2 所得金額」の⑦欄に記入する所得金額（公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額A	公的年金等の雑所得	受給者の年齢	公的年金等の収入金額A	公的年金等の雑所得
65歳以上の方 昭和36.1.1 以前に生まれた方	330万円以下	A - 110万円	65歳未満の方 昭和36.1.2 以後に生まれた方	130万円以下	A - 60万円
	330万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円		130万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円
	410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円		410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円
	770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円		770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円
	1,000万円超	A - 195.5万円		1,000万円超	A - 195.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合の詳細は、市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

- 雑所得＜業務＞………… 作家以外の方が受ける原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得をいいます。

- 雑所得＜その他＞………… 暗号資産取引、生命保険の年金（相続又は贈与による生命保険契約等に基づく年金所得で、相続税又は贈与税の課税対象となるものを除きます。）などの所得をいいます。

○申告書表面の「2 所得金額」の⑧、⑨欄に記入する所得金額………… 「収入金額」 - 「必要経費」

申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に次の内容を記入してください。

- ◆ 種目………… 原稿料、印税、講演料、貸付金利子、生命保険年金などと記入してください。
- ◆ 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等………… 支払者の名称及び法人番号又は所在地を記入してください。
- ◆ 収入金額………… 令和7年中に収入が確定した金額を記入してください。申告書表面の「1 収入金額等」の「ク」又は「ケ」欄にも記入してください。
- ◆ 必要経費………… 収入を得るために支出した経費を記入してください。

営業等所得、農業所得、不動産所得のある方（収入金額と必要経費の内訳を記載した書類を添付してください。）

- 営業等所得………… 小売業、製造業、保険の外交、ホステスなどの事業による所得をいいます。

- 農業所得………… 米、麦、野菜などの生産事業による所得をいいます。

- 不動産所得………… 地代、家賃などによる所得をいいます。

○申告書表面の「2 所得金額」の①～③欄に記入する所得金額………… 「収入金額」 - 「必要経費」 - 「青色申告特別控除額」

申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」欄に次の内容を記入してください。

- ◆ 所得の種類………… 営業等、不動産など該当する所得の種類を記入してください。
- ◆ 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等………… 支払者の名称及び法人番号又は事務所、事業所、貸付物件などの所在地を記入してください。
- ◆ 収入金額………… 令和7年中に収入が確定した金額を記入してください。申告書表面の「1 収入金額等」の「ア」～「ウ」の該当する種類の欄にも記入してください。
- ◆ 必要経費………… 収入を得るために支出した経費を記入してください。
- ◆ 青色申告特別控除額………… 青色申告書の承認を受けている方は、55万円又は10万円の控除を受けられます。

利子所得・配当所得のある方

- 利子所得………… 外国の銀行に預けた預金の利子などを除いて、原則として申告をする必要はありません。

- 配当所得………… 利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の収益の分配等による所得をいいます。非上場株式等の配当所得等（少額配当等含む）、個人の大口所有株式等の市民税・県民税が特別徴収されていない配当所得等は申告が必要です。

※ 上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等について、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度の市民税・県民税（令和5年分の所得税の確定申告）より課税方式を所得税と一致させる改正が行われ、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。詳しくは市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

- 申告書表面の「2 所得金額」の④、⑤欄に記入する所得金額 ……「収入金額」－「必要経費」
配当所得のある方は、申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄に必要事項を記入の上、申告書表面の「1 収入金額等」の「オ」欄にも記入してください。

総合課税の譲渡所得・一時所得のある方

- 一時所得… 懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など一時的な所得をいいます。
●譲渡所得… 車両、船舶、機械、著作権などの譲渡による所得をいいます。保有期間が5年以内の資産の譲渡を「短期譲渡」、5年を超える資産の譲渡を「長期譲渡」といいます。
- 申告書表面の「2 所得金額」の⑪欄に記入する所得金額
…… 申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄により求めた「ニ 合計」の金額

申告書裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に次の内容を記入し、所得金額を計算してください。

- ◆ 収入金額…… 令和7年中に収入が確定した金額を記入してください。申告書表面の「1 収入金額等」の「コ」～「シ」欄にも記入してください。
- ◆ 必要経費…… 収入を得るために支出した経費を記入してください。
- ◆ 特別控除額… 譲渡所得、一時所得それぞれ50万円です。ただし、「c 差引金額」が50万円に満たない場合には、その差引金額（全額）が控除額となります。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

各控除は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に支払った金額が対象となります。なお、文中の総所得金額等とは、申告書表面の「2 所得金額」の⑫欄の金額です（分離譲渡所得等のある方は、これらの所得を含みます。）。

※ 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄を記入していただければ、「4 所得から差し引かれる金額」の控除金額の記入を省略していただいて構いません（⑭欄は「4 所得から差し引かれる金額」にしか欄がないため記入してください。）。

社会保険料控除（申告書表面⑬欄） 添付又は提示する書類：支払った国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の証明書や領収書など

- 控除の概要…… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険や国民年金の保険料、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料などを令和7年中にあなたが支払った場合に控除されます。
- 控除額…… 支払った保険料の金額です。※配偶者等が受け取る公的年金等から差し引かれた社会保険料は、控除対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除（申告書表面⑭欄） 添付又は提示する書類：支払った掛金の証明書

- 控除の概要…… 小規模企業共済制度（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を、令和7年中にあなたが支払った場合に控除されます。
- 控除額…… 支払った掛金の金額です。

※ 申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄には、小規模企業共済等掛金控除を記入する欄がありません。

生命保険料控除（申告書表面⑮欄） 添付又は提示する書類：支払った保険料などの証明書

- 控除の概要…… あなたやあなたの配偶者などの親族が受取人となっている生命保険契約などに基づく保険料や掛金を、令和7年中にあなたが支払った場合に控除されます。割戻金などがある場合は、割戻金などを差し引いた残額が控除の対象となります。

●控除額

○ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約「B 旧生命保険料の計」と「D 旧個人年金保険料の計」をそれぞれ次の表により計算した金額の合計額です。

年間の支払保険料の合計	控除額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,000円を超え40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
40,000円を超え70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円
70,000円を超える場合	35,000円

○ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約「A 新生命保険料の計」、「C 新個人年金保険料の計」及び「E 介護医療保険料の計」をそれぞれ次の表により計算した金額の合計額です。

年間の支払保険料の合計	控除額
12,000円以下	支払った保険料の全額
12,000円を超え32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
32,000円を超え56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
56,000円を超える場合	28,000円

※ 合計適用限度額は70,000円です。一般の生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額（上限額28,000円）が控除額となります。また、旧契約で計算した控除額（上限額35,000円）と、新契約・旧契約のそれぞれで計算して合計した控除額（上限額28,000円）の有利な金額を控除額とすることができます。

地震保険料控除（申告書表面⑯欄） 添付又は提示する書類：支払った保険料などの証明書

- 控除の概要…… 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等及び旧長期損害保険料※を、令和7年中にあなたが支払った場合に控除されます。割戻金などがある場合は、割戻金などを差し引いた残額が控除の対象となります。
- ※ 旧長期損害保険料… 平成18年12月31日までに締結したもので、保険期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以降契約等の変更をしていないもの
- 控除額…… 支払った保険料の区分に応じて、次の表により計算した金額です。

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
① 地震保険料	50,000円以下	支払った保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円を超え15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
①と②の両方がある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高25,000円）

※ 一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が、上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

寡婦控除（申告書表面⑯欄）

●控除の概要…… あなたが「ひとり親」に該当せず、次の①、②のいずれかにあてはまる場合に控除されます。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象となりません。この控除を受ける方は、⑯欄の□に✓を付けてください。また、死別・離婚などの□にも✓を付けてください。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下のとき
② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下のとき

●控除額……… 26万円

ひとり親控除（申告書表面⑰欄）

●控除の概要…… あなたが現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方であり、次の①～③のすべてにあてはまる場合に控除されます。この控除を受ける方は、⑰欄の□に✓を付けてください。

- ① 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないとき
② 令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている場合を除きます。)がいるとき
③ 令和7年中の合計所得金額が500万円以下のとき

●控除額……… 30万円

勤労学生控除（申告書表面⑯欄） 添付又は提示する書類：学生証又は勤労学生控除証明書

●控除の概要…… あなたが大学、高等専門学校、養護学校などの学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下（そのうち勤労によらない所得が10万円以下）の場合に控除されます。この控除を受ける方は、⑯欄の□に✓を付け、学校名を記入してください。

●控除額……… 26万円

障害者控除（申告書表面⑰欄） 添付又は提示する書類：身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

●控除の概要…… あなたや合計所得金額58万円（給与収入金額では123万円）以下の生計を一にする配偶者又は扶養親族が障害者である場合に控除されます。この控除を受ける方は、⑰欄にその方の氏名と障害の程度（「身体2級」「精神2級」など）を記入してください。

●控除額……… ①特別障害者1人について…30万円 ②その他の障害者1人について…26万円
※ 特別障害者が同居の場合は、23万円が控除額に加算されます。

配偶者控除（申告書表面⑯欄、別居している配偶者の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入）

●控除の概要…… あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入金額では123万円）以下の場合に控除されます（ただし、配偶者が事業専従者の場合、控除は適用できません。）。この控除を受ける方は、⑯欄に配偶者の氏名、生年月日を記入してください。

●控除額……… 次の表により求めた金額です。

控除の種類	あなたの令和7年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
控除対象配偶者	控除額		
	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（生年月日が昭和31年1月1日以前の方）	38万円	26万円	13万円

※ あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超えて、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」欄の□に✓を付けてください。

配偶者特別控除（申告書表面⑯欄）

●控除の概要…… あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超えて133万円以下（給与収入金額では123万円を超えて201万6千円未満）の場合に控除されます（ただし、配偶者が事業専従者の場合、控除は適用できません。）。なお、この控除は夫婦間でお互いに適用することはできません。この控除を受ける方は、⑯欄に配偶者の氏名、生年月日及びあなたの配偶者の令和7年中の合計所得金額を記入してください。

●控除額……… 次の表により求めた金額です。

配偶者の令和7年中の合計所得金額	あなたの令和7年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	控除額		
	33万円	22万円	11万円
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

扶養控除（申告書表面⑯欄、別居している扶養親族の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入）

●控除の概要…… あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）の令和7年中の合計所得金額が58万円（給与収入金額では123万円）以下の場合に控除されます（ただし、事業専従者となっている場合、控除は適用できません。）。

この控除を受ける方は、⑯欄に氏名、生年月日、あなたとの同居・別居の区分（□に✓）、あなたとの続柄、控除額を記入してください。

なお、別居の場合には、裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にその方の氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合には区分（□に✓）を記入してください。

※ 国外居住の方で30歳以上70歳未満の方は、次のいずれかに該当しない場合には対象になりません。

①配偶者②留学中③障害者④あなたから令和7年中に生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている

●控除額……… ① 特定扶養親族（生年月日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方）1人について…45万円

② 老人扶養親族（生年月日が昭和31年1月1日以前の方）1人について…38万円

③ 老人扶養親族に該当する方が父母、祖父母などで、同居をしている場合1人について…45万円

④ その他の扶養親族（生年月日が昭和31年1月2日から平成15年1月1日までの方又は平成19年1月2日から平成22年1月1日までの方）1人について…33万円

特定親族特別控除（申告書表面⑯欄）

●控除の概要…… あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く、生年月日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方）の合計所得金額が58万円を超えて123万円以下（給与収入金額では123万円を超えて188万円以下）の場合に控除されます（ただし、特定親族が事業専従者の場合、控除は適用できません。）。この控除を受ける方は、⑯欄に特定親族の氏名、生年月日、あなたとの同居・別居の区分（□に✓）あなたとの続柄、控除額を必ず記入し、「特親」欄に○を付けてください。

●控除額…次の表により求めた金額です。

特定親族の令和7年中の合計所得金額		控除額
58万円超	95万円以下	45万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円
123万円超		0円

16歳未満の扶養親族(控除対象外)(申告書表面⑬～⑯欄の下、別居している扶養親族の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入)

あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円(給与収入金額では123万円)以下で生年月日が平成22年1月2日から令和7年12月31日の方が対象となります。(ただし、事業専従者となっている場合、控除は適用できません。)対象者がいる場合は、氏名、生年月日、あなたとの同居・別居の区分(□に✓)、あなたとの続柄を記入してください。

なお、別居の場合には、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にその方の氏名、個人番号及び住所を記入してください。

基礎控除(申告書表面⑯欄)

令和7年中の合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が通減し、2,500万円を超えると基礎控除が適用されなくなります。

※ ⑯欄に控除額の記入がなくても、合計所得金額から自動計算して適用します。

あなたの令和7年中の合計所得金額	給与収入	控除額
2,400万円以下	2,595万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	2,595万円超 2,645万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	2,645万円超 2,695万円以下	15万円
2,500万円超	2,695万円超	適用なし

雑損控除(申告書表面⑰欄) 添付又は提示する書類:り災証明書や盜難届出書、保険金で補填される金額の証明書など

●控除の概要…… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、令和7年中に災害や盜難、横領にあった場合に控除されます。

●控除額…… 次の①、②のうち、いずれか多い方の金額です。

①(損害金額)-(保険金などで補填される金額)-(総所得金額等)×10% ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

医療費控除(申告書表面⑱欄) 添付する書類:医療費の明細書等 ※明細書等については6ページを御覧ください。

●控除の概要…… あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが令和7年中に医療費を支払った場合に控除されます。

●控除額…… 次の式により求めた金額です。ただし、控除額は200万円が限度になります。

(支払った医療費)-(保険金などで補填される金額)-(総所得金額等)×5% (10万円を超える場合は10万円)

スイッチOTC薬控除(申告書表面⑲欄) 添付する書類:医療費の明細書等、添付又は提示する書類:一定の取組を証明する書類

●控除の概要…… あなたが令和7年中に健康診断や予防接種等、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、令和7年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合に控除されます。

なお、スイッチOTC薬控除の適用を受ける場合は、通常の医療費控除の適用を受けることができません。

●控除額…… 次の式により求めた金額です。ただし、控除額は88,000円が限度になります。

(支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価)-(12,000円)

スイッチOTC薬控除を選択する場合、申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」の⑲欄左の区分欄に「1」と記入してください。

その他の事項

所得がなかった人の記入欄(申告書裏面7欄)

令和7年中に所得のなかった方は、扶養を受けていた人の住所、氏名又は生活の状況等を記入してください。

記載例) 収入が遺族年金のみの方

①申告書裏面の「7 所得がなかった人の記入欄」

3 その他次のような状況であった。

雇用保険(失業保険)の受給

労災保険の受給

遺族年金の受給

障害年金の受給

生活保護法による生活扶助の受給

※雇用保険、労災保険、遺族年金、障害年金、生活扶助の受給

は非課税所得のため、所得金額に含まれません。

②申告書裏面の「2 所得金額」

事業	営業等	(1)
	農業	(2)
2 所得	不動産	(3)
	利子	(4)
所得	配当	(5)
	給与	(6)
金額	公的年金等	(7)
	業務	(8)
所得	その他	(9)
	合計	(10)
所得	総合譲渡・一時	(11)
	合計	(12)
		0

※⑫欄に0を記入してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

申告書裏面の「5 納付・公的年金等に係る所得以外(4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法」のうち、希望する方の□に✓を付けてください。

寄附金に関する事項(申告書裏面11欄)添付又は提示する書類:寄附先や寄附金の金額がわかる書類

あなたが令和7年中に支出した寄附金に応じて各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

事業税に関する事項、事業専従者に関する事項、家屋敷などに関する事項のお問合せ先

○事業税に関する内容は、管轄の県税事務所へお問合せください。(8ページ参照)

○事業専従者及び家屋敷などに関する内容は市税事務所市民税課(市税分室市民税担当)へお問合せください。(8ページ参照)

森林環境税(国税)について

森林環境税は、国内に住所がある個人に対して課税される国税です。市町村において、市民税・県民税均等割と併せて年額1,000円を賦課徴収することとされており、前年中の所得に基づいて課税されます。

税率	令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	1,000円
県民税	個人住民税	1,800円*
市民税	均等割額	3,500円
	計	5,300円
		5,300円

*水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税分を含む。

少額所得者の減免について

市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が市税条例施行規則で定める金額以下の方は、市民税・県民税の免除が受けられる本市独自の減免制度があります。申請される方は、提出期限までに申告書を提出した上で、納税通知書が届いてから減免申請書及び生活状況申立書(納付困難理由等の記載用)を市税事務所市民税課(市税分室市民税担当)へ納期限までに提出してください。減免の適用については、申立てによる生活状況等と次の所得限度額により決定します。

扶養親族等の数	なし	1人	2人	3人	4人以上の所得限度額については市税事務所市民税課(市税分室市民税担当)にお問合せください。
所得限度額	1,168,000円	1,614,000円	2,000,400円	2,394,000円	

* 扶養親族等の数は、同一生計配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の合計数です。

* 令和7年12月時点算定した金額です。

医療費の明細書について

医療費控除を申告する場合、「医療費の明細書」の添付が必要です（医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。）。

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を医療費の明細書に添付すると、明細の記入が省略できます。

※ 明細書の記入内容の確認のため、川崎市から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は自宅等で5年間保管してください。

1 スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）について【医療費控除の特例】

健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、スイッチOTC薬控除の適用を受けることができます。

※ スイッチOTC医薬品とは、医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された、薬局等で購入できる市販の医薬品です。

※ 12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に、12,000円を超える金額が控除の対象となり、控除額は88,000円が限度になります。

＜必要書類＞

●医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（添付）

●令和7年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（自宅保管）

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組にかかる診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

領収書の表示例	
市民税薬局	
川崎市 TEL: 044-*****-**** 川崎市川崎区*****	
■ 領収書 ■	
2025年4月3日(木) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,274
ズツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★シンコク胃腸薬	¥891
小計 4点	¥3,223
合 計	¥3,223
内消費税	¥293
お預り	¥4,000
お釣り	¥777
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表

（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎特定健康診査の領収書又は結果通知表

（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（御加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」又は「保険者名（御加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

※ 対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付は不要です。ただし、明細書の記入内容の確認のため、対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で5年間保管してください。

2 医療費通知に関する事項（医療費通知を添付する場合は①～③を記入してください。）

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の事項が記載されたものをいいます。

（1）被保険者等の氏名 （2）療養を受けた年月 （3）療養を受けた者 （4）療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称

（5）被保険者等が支払った医療費の額 （6）保険者等の名称

※ あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

①医療費通知に記載された医療費の額

自己が負担した医療費の合計額を記入してください。通知が複数ある場合は、すべて合計して記入してください。

②①のうちその年中に実際に支払った医療費の額

①の医療費のうち、令和7年中に支払った医療費の合計額を記入してください。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書を御確認ください。

③②のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金などがある場合に記入してください。

3 明細

令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費等について、領収書等から必要事項を記入してください。（「2 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

記入例

●医療費控除

①医療を受けた方の氏名 又は医薬品の名称	②病院・薬局などの 支払先の名称	③支払った金額	④③のうち生命保険や社会 保険などで補填される金額
市民税太郎	○○病院	12,000	
〃	JR、●●バス	1,560	
市民税花子	○▲病院	4,400	

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

●スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）

①医療を受けた方の氏名 又は医薬品の名称	②病院・薬局などの 支払先の名称	③支払った金額	④③のうち生命保険や社会 保険などで補填される金額
ゼイムEX、シンコク胃腸薬	市民税薬局	2,165	

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入してください。

※ 「申告書」と「申告の手引」は、現行制度に基づいて作成していますので、その後、法令などの改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。御了承ください。

医療費の明細書

氏名

1 申告する控除にチェックしてください。(どちらか一方を選択してください。併用はできません。)

- 医療費控除
 - スイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制)

取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()

※ 取組に要した費用(人間ドックや予防接種など)は控除対象となりません。

2 医療費通知に関する事項(医療費通知を添付する場合記入してください。) ※ 医療費控除の場合のみ

①医療費通知に記載された医療費の額	②①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 A	円 B	円 C

3 明細（「2 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

①医療を受けた方の氏名 又は医薬品の名称	②病院・薬局などの 支払先の名称	③支払った金額	④③のうち生命保険や社会 保険などで補填される金額
		円	円
合計	C	円	円
支払った医療費等の合計	支払った医療費等 (A+C)	保険金などで補填される金額 (B+D)	円

※ 医療費控除の適用を受けようとする場合は、医療費の明細書を必ず添付してください。
なお、医療費の明細書は御自身で作成した様式でも構いません。

お問合せ先

(市民税・県民税の申告について)

担当区域	市税事務所	連絡先
川崎区・幸区	かわさき市税事務所市民税課 (市民税第1～第3係)	郵便番号 210-8576 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル 電話 044 (200) 3882・3883・3884 FAX 044 (200) 3935
中原区	こすぎ市税分室市民税担当	郵便番号 211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 中原区役所3階 電話 044 (744) 3231・3234 FAX 044 (744) 1223
高津区・宮前区	みぞのくち市税事務所市民税課 (市民税第1～第3係)	郵便番号 213-8576 川崎市高津区下作延2丁目7番60号 電話 044 (820) 6560・6561・6562 FAX 044 (820) 6563
多摩区・麻生区	しんゆり市税事務所市民税課 (市民税第1～第3係)	郵便番号 215-8576 川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号 新百合トウェンティワン5階 電話 044 (543) 8958・8959・8960 FAX 044 (543) 8990

(税務署・県税事務所)

担当区域	税務署 (確定申告について)	県税事務所 (事業税について)
川崎区・幸区	川崎南税務署 電話 044 (222) 7531	川崎県税事務所 電話 044 (233) 7351
中原区・高津区・宮前区	川崎北税務署 電話 044 (852) 3221	高津県税事務所 電話 044 (833) 1231
多摩区・麻生区	川崎西税務署 電話 044 (965) 4911	

記入例：年金収入のみで、医療費控除、生命保険料控除等を申告する場合

申告者：市民税太郎 昭和26年7月31日生まれ
所得の内容：年金収入
控除の内容：
医療費控除
社会保険料控除（源泉徴収票に記載）
生命保険料控除（旧生命保険料）
配偶者控除（妻）花子 昭和25年1月2日生まれ（収入なし）
扶養控除（子）二郎 昭和61年1月1日生まれ（収入なし）
障害者控除（子）二郎…身体障害2級

社会保険料控除
社会保険料を転記してください。
年金差引き分以外に支払った保険料は、項目を分けて記入してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票
支払を受けた者 川崎市川崎区宮本町1番地
支払金額 3,234円
年金額 500円
社会保険料控除 120,000円

※2種類以上の年金を受け取っている方は合計額を記入してください。
生命保険料控除
○令和7年中に支払った旧生命保険料 120,000円
令和7年中に支払った生命保険料について、生命保険料控除証明書の証明額を転記してください。

令和7年分 保険料払込証明書（旧生命保険料控除制度）
契約者 市民税 太郎 様
保険種類 老年保険
労働者年月日 令和7年1月1日
年金受取人 保険料払込期間
年金受取人生年月日 年金支払開始日 年金支払期間
一般生命保険料（月額） 10,000円
介護医療保険料 ***円
個人年金保険料 ***円
令和7年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日 令和7年10月7日
○○保険株式会社
12月末時点の払込保険料総額（払込契約については予定額）は次のとおりです。
年間一般生命保険料（①） 120,000円
配当金（相当額）（②） 0円
一般申告額（①-②） 120,000円
介護医療申告額 ***円
個人年金申告額 ***円

障害者控除
○（子）二郎…身体障害2級
あなたの合計所得金額が58万円（給与収入金額では123万円）以下の生計を一にする配偶者又は扶養親族が障害者である場合は、その方の氏名と障害の程度（「身体2級」、「精神2級」など）を記入してください。

配偶者控除
○（妻）花子
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入金額では123万円）以下の場合は、その方の氏名と生年月日等を記入してください。
扶養控除
○（子）二郎
あなたと生計を一にする親族の合計所得金額が58万円（給与収入金額では123万円）以下の場合は、その方の氏名、生年月日、あなたの同居・別居の区分、あなたとの続柄、控除額等を記入してください。

必要事項を記入してください。

令和8年度分 市民税・県民税申告書

川崎市長宛 令和 年 月 日提出

現住所 川崎市川崎区宮本町1番地
令和8年1月1日の住所 川崎市川崎区宮本町1番地
フリガナ シミンゼイ タロウ
氏名 市民税 太郎
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日 明大昭平令 26年7月31日

資料番号 (自宅) 勤務先 携帯 (○○○)XXXX
職業 無職
世帯主の氏名 市民税 太郎
世帯主の続柄 本人
整理番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料
年金から差し引かれた社会保険料 A	53,900
国民健康保険料(年金差引分以外) B	62,000
合計 (A + B + C)	115,900
A 新生命保険料の計	120,000
C 新個人年金保険料の計	
E 介護医療保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	
A 地震保険料の計	
B 旧長期損害保険料の計	

1 収入金額等

事業	営業等	ア
農	業	イ
不動産	ウ	
利子	子	エ
配当	オ	
給与	カ	
公的年金等	キ	3,234,500
業務	ク	
その他	ケ	
短期	コ	
長期	サ	
一時	シ	

2 所得金額

事業	営業等	ア
農	業	イ
不動産	ウ	
利子	子	エ
配当	オ	
給与	カ	
公的年金等	キ	2,134,500
業務	ク	
その他	ケ	
合計	キ	(⑦ + ⑧ + ⑨)

3 所得から差し引かれる金額

種類	控除額
社会保険料控除	115,900
扶養控除	35,000
配偶者控除	530,000
扶養親族特別控除	380,000
扶養控除	330,000
特定親族特別控除	430,000
基礎控除	1,820,900
基礎控除	80,000
医療費控除	1,900,900

4 所得から差し引かれる金額

種類	控除額
社会保険料控除	115,900
扶養控除	35,000
地震保険料控除	530,000
配偶者控除	380,000
扶養控除	330,000
特定親族特別控除	430,000
基礎控除	1,820,900
基礎控除	80,000
医療費控除	1,900,900

5 医療費控除

種類	控除額
医療費控除	200,000
保険金などで補填された金額	20,000

6 医療費控除

●令和7年中に支払った医療費 200,000円
●保険金で補填された金額 20,000円
※ 生命保険契約などで支給される給付金や健康保険などで支給される高額療養費などを記入してください。

●スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

「4 所得から差し引かれる金額」(⑯欄以外)は、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄を記入していただければ、記入を省略していただけます。

参考：あなたの納める税金

分離課税の方、山林、退職所得のある方、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある方などは、税額の計算方法が異なります。詳しくは市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

- 1 総所得金額(申告書表面⑫の金額)
 - 2 所得控除額合計(申告書表面⑨の金額)
 - 3 課税される所得金額(合計課税所得金額)
(ア)-(イ)
 - 4 課税される所得金額に対する税額
合計課税所得金額
(ウ)×所得割の税率
- (1,000円未満は切り捨てます。)

市民税(工)	円
(エ) = (ウ) × 8 %	
県民税(オ)	円
(オ) = (ウ) × 2.025 %	

- 5 調整控除の金額
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合は次の区分に応じた金額
・(ウ)が200万円以下の方
次の(A)と(B)のいずれか少ない額の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額…①
(A) 下表のうち、適用がある控除の金額を合計した金額
(B) (ウ)の金額
・(ウ)が200万円超の方
次の(C)の金額から(D)の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額…②
(C) 下表のうち、適用がある控除の金額を合計した金額
(D) (ウ)から200万円を控除した金額

控除の種類	調整控除の金額	控除の種類	調整控除の金額
基礎控除	5万円	寡婦控除	1万円
普通	1万円	勤労学生控除	1万円
障害者控除	10万円	一般	5万円
特別	22万円	特定	18万円
同居特別		扶養控除	
父	1万円	老人	10万円
ひとり親控除	5万円	同居老親等	13万円

あなたの令和7年中の合計所得金額	900万円以下	950万円超	950万円以下	1000万円以下
控除の種類				
調整控除の金額				

配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円

調整控除額	上記①または②(市民税4%)	上記①または②(県民税1%)
市民税(力)	円	円

調整控除額	上記①または②(市民税4%)	上記①または②(県民税1%)
市民税(キ)	円	円

6 所得割額	(エ)-(カ) 100円未満切り捨て	(オ)-(キ) 100円未満切り捨て
市民税(ク)	円	円
県民税(ケ)	円	円

6 所得割額	(エ)-(カ) 100円未満切り捨て	(オ)-(キ) 100円未満切り捨て
市民税(コ)	3,000円	
県民税(サ)	1,300円	

森林環境税(シ)	1,000円	
----------	--------	--

8 あなたの納める税額(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(シ)	年税額	円
--------------------------------	-----	---